

大阪府指定出資法人評価等審議会（第23回）

■と き	令和元年12月10日（火曜日）10：00～11：00
■と ころ	大阪赤十字会館4階402会議室
■出席者	上林 憲雄（神戸大学経営学域長・大学院経営学研究科長・経営学部長・教授） 坂本 守孝（坂本会計事務所 公認会計士） 砂留 洋子（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 シニアコンサルタント） 八木 正雄（かけはし総合法律事務所 弁護士） 山本 彰子（山本彰子中小企業診断士事務所 中小企業診断士） 吉村 典久（大阪市立大学大学院経営研究科・商学部 教授）
■議 題	指定出資法人への人的関与の再点検に関する意見書とりまとめ

指定出資法人への人的関与の再点検に関する意見書とりまとめ

資料1～2に基づき、人事課から意見書とりまとめ案について説明

- 委員：常務理事2名のうち、どちらの常務理事を条件付きにしようかと迷われた委員も多いと思われるが、統合後に常務理事の職務分担を見直す時点で、どちらの常務理事を見直すかを改めて決めれば良いと思うが如何か。
- 委員：統合したばかりの頃は、それぞれの常務理事が旧法人業務を担当して然るべきだと思うが、その後暫く時間が経過した際に、改めて常務理事2名体制を検討してはどうか。
- 事務局：常務理事については、どちらの方がより関与の必要性があるのか意見が分かれていた。理事長と常務理事については、専門性が重なっているという意見と、タウン事業本部担当常務理事については、将来的に資産処分が進んでいくため必要なくなるのではないかという意見があった。将来的に関与ポストの役員の配置形態や役割分担を審議いただく際には、結局どのポストがどのような役割を担うのか、総合的に審議いただくこととなる。
- 委員：せっかく2つの法人を統合したのに、常務理事が2名を置くことに問題意識がある。法人統合というのは、民間企業で言うところのリストラに当たるものだと思うので、常務理事は1名でいいのではないかというのが自然だと思う。統合直後は、事務の引継ぎなどのために2名体制で良いと思われるが、将来的には1名に減らすのが筋だと思う。意見書にも、もう少し具体的に書き込むべきではないか。
- 委員：事務局案の「役員の配置形態や役割分担」の部分に、現時点で減らすまでの判断はできないので、人数についても検討すべきとひと言追記するのはどうでしょうか。
- 委員：やはり統合によって、事業は中長期的には小さくなっていくはず。事業が小さくなれば、人を減らすのは当然だと思うので、今後検討というような言葉を入れるのがひとつの方法かと思う。
- 委員：減らす対象となる常務理事について、タウン事業本部担当と特定するかしないかということだと思う。密集市街地整備については、目標設定に達していないこともあり、更に人を増やしてでも進める必要があるのではないかと思う。法人統合に伴って、タウン担当を外すことによってポストの見直しをする方が、密集市街地整備も進む気もする。
- 委員：意見書のお書き以下のタウン事業本部担当という文言を外せば良いか。
- 事務局：事務局案では、タウン事業本部担当常務理事を再検討の対象としていたが、審議会全体の意見をとりまとめるという観点にあたっては、再検討する際には両方の常務理事が対象となる

ことが分かるようにとりまとめるべきかと考える。つきましては、「常務理事については、法人統合に伴い、それぞれ旧法人の事業責任者として、引継ぎ事業等の特性を踏まえた府の関与の必要性も認められる」と修正し、今後検討する箇所については、「役員の人数・配置形態・役割分担」と修正したい。

委員：今の事務局修正案で審議会意見がまとまったと思われるが如何か。また、総合評価につきましては、常務理事2名は、ともに条件付きとするのが妥当かと思われるが、如何か。

各委員：異議なし。